

# 10月以降の制度変更のポイント（確保事業）

## 外来対応医療機関確保事業

区分	現行(R5年9月まで)	見直し後(R5年10月から)
補助対象条件	<p>次の（１）～（３）を満たし、令和５年３月１０日以降に新たに外来対応医療機関の指定を受け、少なくとも令和５年度中は外来対応医療機関の対応を行う医療機関</p> <p>（１）発熱患者等外来対応医療機関の指定 （令和５年８月末までに指定を受けること）</p> <p>（２）かかりつけ患者に限定せずに発熱患者を受け入れ</p> <p>（３）県のホームページで（１）として医療機関名を公表</p>	<p>次の（１）～（４）を満たし、少なくとも令和５年度中は外来対応医療機関の対応を行う医療機関</p> <p>（１）発熱患者等外来対応医療機関の指定 <b>（令和５年９月１日～令和６年２月末までに指定を受けた医療機関）</b></p> <p>（２）かかりつけ患者に限定せずに発熱患者を受け入れ</p> <p>（３）県のホームページで（１）として医療機関名を公表</p> <p>（４）<b>医療機関等情報システム（G-MIS）での日次・週次調査の入力</b></p>
対象期間（納品）	令和５年３月１０日～ <u>９月３０日まで</u>	令和５年３月１０日～ <b>令和６年３月３１日まで</b>
対象設備	<p>外来対応医療機関の新設に伴う初度整備費 500,000円（1施設あたり） ＜具体的な対象経費の例＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>患者案内のための看板の設置料</li> <li>ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費</li> <li>換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</li> <li>医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費</li> <li>非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</li> </ol>	<p>外来対応医療機関の新設に伴う初度整備費 500,000円（1施設あたり） <b>対象経費は以下に限る</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>患者案内のための看板の設置料</li> <li>ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費</li> <li>換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</li> <li>医療機器（パルスオキシメーター）の購入費</li> <li>非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</li> </ol>